

Title	平和都市の形成と変容：被爆都市広島の復興過程とシンボルの役割
Sub Title	The formation and transformation of the Hiroshima peace memorial city : post-disaster recovery and symbol systems
Author	松尾, 浩一郎(Matsuo, Koichiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2017
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.90, No.1 (2017. 1) ,p.407- 429
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	有末賢教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20170128-0407

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平和都市の形成と変容

——被爆都市広島復興過程とシンボルの役割——

松尾浩一郎

- 1 都市が破壊されたとき
- 2 広島の破壊と復興の概要
- 3 復興をめぐる政治過程
- 4 平和の物語とシンボル体系

1 都市が破壊されたとき

あらゆる都市は集積することによるリスクを内包している。都市ではさまざまなものが限られた空間の中に密集している。密集状態はさまざまな面で脆弱性を高める要因となる。その顕著なあらわれとなるのが、災害や戦争などによる破壊である。ひとたび都市が破壊される事態が生じたら、その被害は極めて大きく、深刻なものとなりやすい。

これまで実際に、数多くの都市が壊滅的な破壊にさらされてきた。ロンドン大火、シカゴ大火、関東大震災、ドレスデン空襲、東京大空襲など、枚挙に暇がない。栄華を誇ったそれらの都市は、災害や戦争によって、ほとんどすべてを失ったと言っても過言ではない。ところが、どれほど大きな被害を受けたとしても、そのまま放棄された都市の事例は、文明の滅亡があった場合を除けば、多くはない。少数の例外を除いて、大半の被災都市は、廃墟となったその土地で、どんなに困難であろうとも復興という課題に取り組んできたのである。破壊のリスクが都市の本質の一つであるならば、破壊からの復興も、都市に課せられた本質的な課題であると言える。激しく破壊されてしまった都市はどのように復興していくのだろうか。その復興を促す要因は何だろうか。本論文の基盤となる問いはこれである。

この問いについて検討するに際しては、過去の被災都市の経験から我々は多くのことを学ぶことができる。もちろん、過去の事例をなぞるだけでは、一般的な回答を直接引き出すことは難しいであろう。というのも、被害の大小、被害の内容の違い、その都市が置かれている社会的経済的状況の違い、文化の違いなどによって、復興の過程も目標も異なるだろうからである。しかしそれであっても、過去の被災都市の経験に焦点を絞り込んで、それを吟味することは有効であると考えたい。

本論文で取り上げる事例は、広島島の復興過程である。広島は一九四五年に原子爆弾を用いた空襲を受けて、ほとんど完全なまでの破壊を受けた。戦争や災害などによって破壊された都市は多いが、その中でも、広島島の破壊は特に大きなインパクトのあるものであった。なぜなら、熱線と爆風による物的な破壊が巨大であったことに加えて、放射能による長期的な影響も受けたからである。こうした大きく深く長期にわたる破壊を被った広島島の事例を、被災都市の一つの「典型」として捉えたい。

広島島の復興過程に見られる際立つ特徴は、さまざまな局面で平和の観念が重要な役割を果たしたことである。

都市基盤を建設する際にも、政治経済の再建を進める際にも、市民生活の回復を目指す際にも、ほとんど常のようには平和が合言葉になっていった。そして被災から七〇年以上が経過した現在でも、広島は「平和都市」「平和記念都市」あるいは「国際平和文化都市」と自らを位置づけている。

広島復興は、平和というシンボル体系に立脚するものであった。平和を願う人々の心は、復興のための重要な力の源になった。また、平和という言葉は、復興を推進するための名目、修辭としても有効に利用されていた。本論文では、広島が平和都市として再建されていった過程を事例として、シンボル体系が都市の復興に大きな役割を果たしうることを示していく。まずはじめに、広島原爆による被害とその後の展開の概要を確認し、それに続いて、広島が復興を成し遂げるための手段として平和というシンボル体系を動員していった政治過程、平和都市が形成されていった過程を明らかにしていく。そして、平和の物語——復興の物語——の効果には、都市の復興を促進した面とは逆にそれを狭く枠付けた面の両面があり、かつ、それは時間の経過とともに新たな問題を抱えていくものであることを指摘する。

2 広島破壊と復興の概要

今日の広島は中国地方の中核都市として繁栄している。二〇一五年時点での広島市の人口は一一八万五〇〇〇人に達している。人口規模においては日本で第一番目の都市である。産業の集積も目を見張るものがある。すでに戦後七〇年以上の時間が経過した現在、原爆被災の痕跡は、市内のどこどころにあるモニユメントなどを除けば、ほとんど見られない。しかし言うまでもなく、今日の繁栄に至るまでには、長く険しい復興の過程があった。

広島は世界で最初に原爆が投下された都市である。太平洋戦争下の一九四五年八月六日、マリアナ群島テナン基地から飛来したアメリカ海軍のB29爆撃機エノラゲイは、高度二万メートルの上空から、原子爆弾リトルボーイを投下した。爆弾は広島市のほぼ中心地で炸裂し、壊滅的被害をもたらした。

広島被害は物的にも人的にも甚大であった。爆心地から半径2km以内では、ほぼすべての建物が全壊全焼している。半径1km以内には人の死亡率は九〇・〇%、半径2km以内のそれは二二・六%に達している。⁽¹⁾死者数は正確にはわからないが、広島市はそれをおよそ一四万人だと推定している。公的統計によると、広島市の人口は一九四二年には四一九〇〇〇人であったが、原爆投下後の一九四五年一月にはそれが一三万七〇〇〇人まで減少している。原爆死だけが原因ではないが、広島から約二八万人もの人々が消えたのである。

放射能による被害も見逃せない。爆心地から1km以内には人の多くは、原爆の爆発によって放出された初期放射線によって、致命的な影響を受けている。その後しばらくは残留放射能が強く働いていたので、原爆投下以降に市内に入った人々にも、同じような被害が発生している。放射能による急性障害は少なくとも一九四五年の終わりまでには広範に見られ、数多くの人々の命と健康を奪っている。さらにそれだけでなく、放射能の後障害は長期間にわたって生存者を心身両面にわたって苦しめ続けている。戦後の広島は「被爆者」の都市となることを強いられたのである。

広島戦後史は原爆被災からの復興の歴史であった。廃墟となった都市を再建すること、政治・経済・社会の仕組みを再編していくことは、まず広島に課せられた重い課題となった。また、被爆者や被爆関係者への援護を行うこと、原爆被災の記憶を消化していくことも課題となった。⁽²⁾

被害が甚大であった分、復興には長い時間が必要であった。たとえば人口を見ると、その回復には一〇年前後の年月が費やされている。広島市の人口が戦前のピーク（一九四二年）を超えたのは、戦後一三年目の一九五八

年である。一九四五年八月の被爆時点の所在人口は、推定でおおよそ三五万人とされているが、その水準を回復したのは一九五四年である。

復興には、長い時間を要しただけでなく、多大なコストと労力を投入することが求められた。たとえば広島市が都市計画事業に投入した予算は、二〇一二年までの累計で二兆八〇〇億円を超えている。戦後の広島市の政治・行政は、原爆からの復興を柱にして展開していくことになった。それは今日にまでも続いている面もある。たとえば広島市のウェブサイトで、トップページに九分野からなるメニューが掲げられているが、そのうちの一つが「原爆／平和」によって占められている。

特に被災直後からしばらくの間は、広島が持つ政治的資源は、その多くが原爆からの復興のために利用されざるを得なかった。広島のような大都市では、被害状況も立場も問題関心も多様であるため、利害関係の錯綜や葛藤は避けがたい。また、あまりに被害が大きかったため、その復興を推進するためには大きな政治的力が必要であった。

3 復興をめぐる政治過程

広島市が復興に向けた仕事に本格的に着手したのは、被爆からおおよそ四か月後であった。⁽⁴⁾一九四五年一月には市議会内に復興委員会が組織されている。一九四六年一月には市役所内に復興局が設置されている。さらに同年二月になると、復興に関する恒久的計画を樹立し、それを市長に助言することを目的とした復興審議会が設置されている。復興審議会のメンバーになったのは、元市長、市会議員、政財界の代表的人物、各種団体代表などの計二十六人であった。広島における復興計画の立案過程の最初期においては、この復興審議会が中心的な役割を

担うことになった。

復興審議会では、復興の理念や方向性が議論されている。最も根本的な問いとなったのは、軍事都市であった広島はいかなる都市として再生すべきか、というものであった。審議会での議論では、「産業都市」「観光都市」「文教都市」などの意見が出ているが、最終的には「平和都市」というアイディアを採用している。これは、広島復興を平和と結びつける発想が、かなり早い段階から存在していたことを示す事実である。

とはいえ、目指すべき都市像のようなブランドデザインについての議論は具体的なものとしては深められてはいない。復興審議会が検討したことの多くは、土木や都市計画の分野に属する、より現実的な点についてであった。たとえば、街路計画、土地区画整理、ゾーニング、官庁街計画、公園緑地整備、河川の改修、学校敷地、鉄道の移転、飛行場の整備、などである。これらの審議をふまえて、一九四六年九月から一〇月にかけて、都市計画広島地方委員会において、戦災復興計画が決定された。その中心となるのは、おおむね爆心地から半径二 km に相当する区域の土地区画整理事業であった。総面積は一五二〇 ha にも及ぶものであった。⁽⁵⁾

しかし広島市で策定された戦災復興計画は、いざ実施段階に入ると、最初から暗礁に乗り上げてしまった。端的に言えば、財源が不足していることがその原因であった。戦災復興計画が当初試算した限りでも、最小限の「一応の復興」だけでも二三億円が必要とされていた。しかしこの額は、当時の広島市にとって、まったく非現実的な天文学的な数字であった。たとえば一九四六年度の広島市の復興関連予算の額は五六四〇万円である（広島市一九八二・一八九）。必要な財源を確保する見込みはまったく立たなかった。

「特殊な原爆被害」という根拠

財源を確保する手段として、広島市が当初期待したのは、国からの補助であった。戦争中には、日本全国の数

多くの都市が空襲被害を受けていたので、国としてもそれらの各都市に対して復興を促す政策を立てていた。一九四五年一月に内務省に設立された戦災復興院は、全国一一五の都市を戦災都市として指定し、その戦災復興事業に国庫補助を与えようとしていた(越澤二〇〇五)。この国家補助は、使途に応じて補助率が細かく決められており、当然それは全国一律であった。他の都市よりも被害の規模が格段に大きかった広島にとっては、全国一律の基準で得られる補助金では不十分であることは容易に予想できる。まず広島市は他の都市よりも多くの補助を国から得るべく努力を始めた。

広島市長の浜井信三は、一九四七年一月二日に、広島を訪れた栗栖越夫蔵相にこう訴えている。「本市は世界の始めてである原子爆弾に依て痛められたのである、是は一般他の災害の市とは違ふのである、従つて特別な戦災都市としての取扱をして貰ひたい、之に対しては再三当局に陳情して而も政府は之を取上げてくれた、然るに今日迄何等特別な扱ひをして貰つていない、其の点に対しては最善の考慮をして貰ひたい」(広島市議会 一九八七・一二六―七)。

広島財界の中心人物である永野重雄は、一九四八年八月に開催された広島復興懇談会の席上で、広島市の復興顧問を務めていたG H Qのジャビー少佐(Stanley A. Jarvie)に対して、「G H Qが広島のアトムに同情して、特別な扱ひをして呉れば問題は解決されるだろう」と述べて、他の都市とは違う特段の援助を要求している(広島市 一九八二・一〇九)。(8)

浜井や永野の発言に明らかのように、広島側は、戦災復興計画が策定された一九四六年一〇月以降、まずは、原爆という特殊性をアピールすることで、より多くの補助を得ようという戦略をとつていった。

しかし、この戦略の成果は上がらなかった。中央政界の側からの反応は、極めて冷淡なものであった。国としては、すでに全国一律の枠組みによる戦災復興事業に取り組んでおり、そのための立法もしていたので、特定の

一都市のみを特別扱いするわけには、政治的にも法律的にも難しかった。実際に、こうした広島動きを知った他の都市からは、反感や抗議が寄せられることもあったという。

財源の確保と関連して、この時期の広島は、もう一つの大きなものを狙っていた。それは、市内各地に所在していた広大な国有地である。特に、軍都として発展した広島であるから、市内には陸海軍の重要施設が集中的に立地していた。市内の旧軍用地は、六四か所、計五八五haに及んでいる（広島市一九八二・三二四）。しかもそれらの多くは、都心の爆心地から二km以内に位置していた。戦災復興計画での区画整理を円滑に進めるためにも、都心の再開発用地を得るためにも、極めて価値の高い土地である。敗戦とともに戦争を放棄することになった日本政府にとって、当面は利用する必要がなくなったはずの軍用地であるから、原爆被災に苦しむ地元がそれを得て復興のために活用することは、許されてしかるべきと期待したのである。

しかし、国有地に関するこの広島市の目論見は、補助金と同じようにすぐに暗礁に乗り上げた。障壁は三つあった（今村二〇一五）。

一つは、GHQが軍用地の転用を制限する方針を立てたことである。GHQの占領政策は、少なくともその当初においては、日本を非軍事化するための徹底的な取り組みを進めるものであった。その一環として、軍用地が転用されようとした場合、それが本当に非軍事的で望ましい用途に利用されるのかどうかを疑った。そして、この疑念に対する一つの暫定的な解決法として、軍用地の転用そのものにブレーキをかけることとしたのである。

その第二は、大蔵省が旧軍用地を転用する場合は農地優先にするとの方針をとったことである。大蔵省は、敗戦以降、旧軍用地を所轄することになった。当時の日本では食糧問題が深刻であり、大蔵省はその解決のためにその土地を農地に転用しようと考えた。それに対して広島の場合は、市街地中心部の旧軍用地を、新たな都市の建設に活用しようと考えていた。両者の意向がかみ合わない中で、一地方自治体である広島市には、中央政府に

逆らうことは難しかった。

その第三は、国の法律、国有財産法による規制である。元来広島市が希望したことは、有償ではなく、無償で旧軍用地の払い下げを受けることであった。そもそも有償であれば、財政的な逼迫という状況を打開して復興事業を促進するという、前提となる大元の目的を満たすことができない。ところが、一九四八年六月に成立した国有財産法では、国の普通財産を無償で譲与することを原則として禁じてしまっていた。

国に対して原爆による被害の特殊性を訴えるこの戦略は、一九四九年のはじめには完全に行き詰まる。政府に對する働きかけが不調であったので、一九四八年の年末頃からは国会にも接触するようになり、翌年二月には、広島市長と広島市議会議長の連名で「広島原爆災害総合復興対策」に関する請願を試みたが、それも容れられることはなかった。

「平和都市の建設」という根拠

一九四九年二月に、広島は戦略を大きく転換させる。それまでのように「原爆」を前面に押し出して、泥縄式に補助金や国有地の獲得を求めることは急速に減ることになる。その代わりとして、広島復興に国家がより深く主体的に関与することを義務付ける特別法の制定を求めることになる。つまり、国が責任を持って広島復興に取り組むという、新しい発想を提起することになったのである。

特別法とは、一九四七年五月に施行された日本国憲法で新たに規定されたもので、「一の地方公共団体のみに適用される特別法」（第九五条）のことである。一般法は基本的に日本全体を等しく適用領域とするが、例外的にそれに優先して適用させることができる。

国に特別法の制定を求めるアイディアは、広島にとって理想的であるように思われた。広島の中にもさまざま

な意見の相違や政治的な対立はあったが、特別法を制定させ国の責任で復興を進めようとすることに、反対する者はほとんどいなかった。また、それまでの試みが不調に終わってしまった以上、特別法は最後の望みでもあった。広島は総力をあげてこの目標に取り組んだ。

こうした努力を進める中で、二つの大きな問題が立ち上がった。一つは特別法が制定された前例がないことである。日本の政治文化においては、踏襲できる前例がないことは大変な不利である。もう一つは、国の法律として立法するためには、いかに広島市のみを対象にする内容であるとしても、国家レベルで見た普遍的な根拠が必要とされたことである。つまり、広島の復興に特別な支援をすることが、日本全体にとって責務であり利益である、ということを示さなければならぬのである。

前者の前例不在の問題は、占領下日本の政治構造において超越的な地位にあったGHQの力を借りることでクリアしていった。GHQは事実上、戦勝国アメリカそのものであり、敗戦国日本を完全に統御する力を持っている。広島はたびたびGHQに接触し、特別法を制定するというアイデアを後押しするよう依頼している。GHQのお墨付きさえ得られれば、前例がないことなどまったく問題にならなくなる。結果として、次に述べる第二の問題の解決の過程と関連し合いながら、GHQの全面的な支援を得ることになる。

もう一つの問題、つまり広島復興のナショナルな根拠の問題は、「原爆」ではなく「平和」の観念を掲げることで克服していった。つまり、日本を代表し世界に誇りうる「平和都市」として広島を再建する、という論理を提唱するようになったのである。

すでに指摘したように、一九四六年の時点で平和を復興の方向性を表す鍵概念にしようとする発想は現れていた。しかしそれは、多分に抽象的なものであり、具体的な復興事業の計画とはほとんど関係がないものであった。一九四九年になって改めて平和の観念が最前線に浮上してきたのは、その観念に、特別法制定のための修辭と

いう、新しい重要な使命が課せられたからであった。

広島への復興は日本や世界が追求すべき平和の象徴である、という論理は、思いの外に広く受け入れられていた。特に注目すべきは、GHQがそれを大歓迎したことである。原爆を投下した加害者でもあるアメリカは、原爆投下の意味をどう評価するのかについて、非常に神経を尖らせていた。原爆を人道上の罪であるとか戦争犯罪などとみなす考え方も存在することを知っていたので、GHQは原爆に対する言論や報道を禁止する措置をとるほどであった(Braw 1986)。このように、アメリカにとって原爆は触れられない論点であったため、被爆地広島が、焦点を原爆から平和へと移していくことは、大変に都合の良いことであった。GHQ民政局の国会担当官であるウィリアムズ(Justin Williams)は、一九四九年四月に広島市長の浜井と市議会議長の任都栗司から特別法制定に向けた相談を受けている。彼は、広島出身者である参議院議事部長の寺光忠が起草した「広島平和記念都市建設法」(以下、平和都市法と略記)の法案を内見して、次のように述べたという。

「これは素晴らしい。今日まで日本の国会でやって来たことはすべて国内の事ばかりだが、この法案が決議されれば、それは国際的にも大きな意義を持つだろう。国会へ行って、速やかに決議するよう交渉するがよい。(中略)私自身がマッカーサー元帥の所へ行って、サインをもらって来る」(広島市一九八二・二八二)。

ウィリアムズのこの後押しは、事態を一気に展開させる効果を及ぼした。実は、一九四七年二月以降に広島が総力を挙げた特別法制定を求めるロビー活動は、当初は芳しい反応を得ることができていなかった。言うまでもなく国会は日本全国の各地域の代表者が議員となつて構成されている。多くの都市が戦災復興に苦しむ中、一都市のみを特別に優遇する法案が国会で歓迎されなくてもおかしくない。ところが、GHQが積極的賛成の立場を

とることが明らかになった途端、国会議員も、与党も野党も、内閣も、いずれも広島はこの試みに好意的に応答するようになったのである。⁽¹⁰⁾

こうして急速に現実化していく特別法、つまり平和都市法（の案）とはどのような内容だったか。わずか七条からなる短い法律であり、核となっているのは、都市計画法の定めの外に「広島平和記念都市を建設する特別都市計画」（第二条）を行うことを可能とすることである。そして、広島でその特別都市計画事業を行う際に、「国及び地方公共団体の関係諸機関は〔中略〕その事業の促進と完成とにできる限り援助を与えなければならない」（第三条）。さらに、「国は〔中略〕国有財産法の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる」（第四条）と、特別の援助を可能としている。そして、このように広島復興を手厚く支援することの法律の目的として掲げられたのは、「恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として、広島市を平和記念都市として建設すること」（第一条）だったのである。この法律には一文字も「原爆」やそれを連想する語句は使われていない。⁽¹¹⁾

広島平和記念都市建設法の成立

浜井と任都栗がウィリアムズと面会してからわずか三週間後の一九四九年五月、早くもこの法案は国会に上程される。審議は一九四九年五月一〇日の第五回衆議院本会議でなされている。議員一五名が議案の提出者であり、彼らを代表して趣旨弁明を行ったのは、民主自由党に所属する山本久雄（広島一区選出）である。山本が強調したのは、平和のシンボルとして広島が世界的意義を持つのだ、ということである。彼は次のように述べている。

「理由の第一は、広島市の戦災は世界的意義をもっているのであるから、これに対して国家の国際的措置が必要であ

るということであります。(略)理由の第三は、憲法により、戦争を放棄したわが国が、その記念事業として、戦争により破壊した廃墟の上に、世界恒久平和のシンボルとして、全然性格のかわった、新しい平和記念都市を建設することは、きわめて意義深い事業であり、それによつて国際信義を高揚すること多大なるものがあると考えられます(12)。

つづけて、与党の民主自由党を代表して賛成討論に立ったのは坂本実(山口一区選出)である。坂本が特に強調したのは、アメリカという絶対的権力も平和記念都市の建設に賛成しているという点である。彼は以下のように述べている。

「特に、アメリカ当局におかれましても常に非常なる関心を寄せられまして、物心両面にわたる援助を示されつつあるのであります。今回、国際平和記念都市として、雄大なる構想のもとに、この両法案がここに上程をみましたことは、われわれの感慨無量とするところであります」。

この後、野党からも次々に賛成討論が行われている。日本社会党からは、広島を地元とする佐竹新市(広島一区選出)が賛成討論に立ち、次のように述べている。

「この法案が国会に上程され、今や通過を見んとすることは、ただにわが広島市のみならず、国際的に対しましても、わが日本が憲法によりまして平和国家として立つて行くという大きな意義を持つものであると私は考えるものでございます。(中略)静かに今日をつむつて考えますと、原子爆弾によりまして戦争の犠牲となりました二十幾万(ママ)

の広島市民が、地下におきまして、この平和法のできることをどんなに喜んでおるであろうかと、私は心から感じます」。

佐竹は、平和を追求することが、原爆の犠牲となった死者の慰霊にもなるのだと論じている。アメリカの影響下にあつてナショナルな政治の場では原爆を前面に出せない中で、いかに原爆被災というそもその原問題を消化していくか。被爆死者の慰霊という原爆に対する具体的で直接的でローカルな反応に、平和の追求という抽象的の間接的でユニバーサルな観念を接続することで、広島を平和記念都市と定義することの意義を彼なりに合理化しようとしていることが窺える。

このほかにも、野党第一党の民主党からは逢澤寛（岡山一区選出）と北村徳太郎（長崎二区選出）が、泡沫政党の農民新党からは小平忠（北海道四区）が賛成討論を行っている。さらには、与党と特に鋭く対立する野党の日共産党からも、江崎一治（滋賀全県区選出）が賛成の立場で討論をしている。

かくして、全会一致で衆議院を通過し、翌五月一日には参議院でも同様に満場一致で可決された。特別法を制定させて復興を成し遂げようというアイディアは、一九四九年の二月頃に浮上してから、わずか三か月で実現したのである。これもみな、平和という観念を有効に利用することで、広島は無論のこと、超越的権力であるGHQ、政府や国会といった、さまざまな次元のアクターの合意を取り付けることができた賜物であろう。

平和都市法は、原爆から四年目の記念日である、一九四九年八月六日に施行された。ただちに広島市は、この法に基づいた復興事業の五か年計画を立案し、その総事業費は二六億九五四〇万円が計上されている（広島市議会一九八七・四五二）。この額は広島にとって極めて膨大なものであった。たとえば一九四八年度の市の予算規

模は、八億四九七万円にすぎない。その数倍に及ぶ事業が計画されたのである。

実際にこの計画が完全に遂行されたわけではないが、それでも、広島島の復興を急加速させる大きな成果がもたらされた。特に重要な役割を果たしたのは、国庫補助金の補助率の引き上げと別枠配分、国有地の無償譲与であった。市に譲与された国有地は、一九六七年までに、合計で三四・五haに達した¹³。このようにして、少なくとも物質的な面では、広島島の復興は目を見張る速度で進んで行く。今日の広島島の繁栄を支えるインフラストラクチャーの多くは、直接的にせよ間接的にせよ、平和記念都市建設事業の枠組みに関わって建設されたのである。

4 平和の物語とシンボル体系

広島は「平和の建設」という名目を掲げて、原爆被災から急速に復興していった。それを可能にしたのは、ひとえに平和都市法であった。そしてこの法律の立法を可能にしたのは、明らかに平和という観念に全面的に依拠したことであった。平和は広島島の存在そのものを表象するシンボルとなった。その重要性は、強調してもしすぎることはない。

ここで注意しておきたいことは、平和とは、極めて抽象的であり、実体を捉えづらいつらいものだけである。あえて平和という語義の定義を試みるならば、戦争や争いや暴力のない状態、ということになるだろうか。しかし原爆後の広島は、少なくとも、戦場になったことは一度もない。このようにあえて字義通りに捉えるならば、広島は平和を達成しており、あらためて「平和記念都市」の建設を目指す必要はなかったと言えるだろう。もちろん、実際に人々が平和という言葉に込めている意味は、そのように単純で軽いものではない。現に戦争状態にあるかどうかだけではなく、さまざまな広がりが含まれている。そしてそれは、特定の価値判断に基

づく評価であったり、信念や夢であったり、主観と客観をまたいだ多元的なものである。人は、それぞれ自身の観点から、さまざまな価値や信念をこの言葉に込めることができる。

平和の曖昧さは、この言葉の豊かさでもある。客観的で厳密な定義はしづらいが、しかしそれでも、あるいはそうであるがゆえに、平和は世界にとって理想的な状態である、という認識のみにおいては、ほとんどの人の間で暗黙のうちに合意ができていくように思われる。この合意が、広島内外を結びつける、強力な資源として働いたのである。

こうした中で、広島では、実にさまざまなものが平和の名を称するようになる。たとえば、都市計画の目玉となっていた市内を東西に貫く広幅員道路は、当初は「一〇〇メートル道路」と通称されていたが、「平和大通り」と名付けられた。爆心地付近に新たに整備される公園も、計画時点では地名を冠した「中島公園」と呼んでいたが、完成するまでに「平和記念公園」と改称されている。その公園内には、一般に「原爆死没者慰霊碑」の名で知られるようになるシンボリックなモニュメントが設置されるが、その正式名称は「広島平和都市記念碑」である。今日ではこの碑は多くの人が慰霊のために集まる聖なる場所となっているが、この正式名称を知っている人は少ないであろう。同じように、原爆の被害を後世に伝えるための資料館は、一般には「原爆資料館」と呼ばれているが、正式名称は「広島平和記念資料館」である。公的な施設だけでなく、民間でも平和の語は広く使用されている。広島町では「ピースホテル」であるとか、「平和堂」と称した商店などを、数多く見ることができ

る。これらは、コミュニティ全体が共通目標として平和を位置づけていたからでもあるが、平和都市法に基づく補助金を受けるための戦略でもあった。というのも、この法律は国が広島復興にかかる費用を特別に負担することを規定しているものの、あらゆる分野に無制限にばら撒かれるものではなかったからである。大蔵省は法律

の条文通りに「平和記念都市」の建設に直接的に関係するものにしか補助金を出さないという立場を堅持した。⁽¹⁴⁾ 名称に平和の語を含ませたのは、国からの補助金を得るための戦略でもあった。しかし実利を求める計算が背景にあったとしても、平和というシンボルを都市の核に据えたことは、さまざまな社会的波及効果を生み出した。

人々に共有されたシンボル体系が——特にそれが聖なるシンボルである場合——コミュニティの統合に貢献することは、人類学者のウォーナー (W. Lloyd Warner) が明らかにした通りである (Warner 1959)⁽¹⁵⁾。無数の原爆犠牲者の上に築かれる平和とは、具体的な事実・状態であるというよりも抽象的なイメージにすぎないのかもしれないが、まさに聖なるシンボルなのである。広島を一つにまとめる働きはもちろん、原爆による衝撃とともに敗戦した日本という国を、爆心地である広島を潜在的な中心としながら、統合していく力も持っていた。

結局、平和というシンボル体系が利用されたことは、どのような効用があったか。整理すると以下の三点を挙げるができる。(1)復興の方向づけ。国家プロジェクトとして行う根拠となり、また、目指すべき都市像を設定した。(2)多次元での合意形成。広島内外の意思決定過程で合意を得るための資源となった。(3)広島固有性、広島らしさの表現。本来平和とは世界全体が当事者となつてしかるべきものである。広島は原爆被災というユニークな経験をしたわけだが、それを巧みに転化させて、平和を象徴する都市として名乗りを上げることができるようになった。広島は世界に誇る個性を手に入れたのである。

しかし平和都市になろうとしたことには、避けられない副作用もあった。復興の方向を強力に定義したことは、そこからこぼれ落ちるものが生まれるということである。たとえば、被爆者や被爆者家族に対する援護は、平和都市を目指す復興事業の中には一切含まれることがなかった。被爆者問題は、抜本的な対策がとられることなく、数十年間にわたって解決されないまま残された⁽¹⁶⁾。また、原爆被災を語るとき必ず平和を軸にするというモデル・ストーリーが定着したことは、本来多様で複雑な原爆体験を単純化し、一つの枠組みに収斂させてしまうことに

もつながった。被爆した苦しみや恨みを、平和というポジティブで美しい語に包み込むことができないう人は、少なくともなかったのではないだろうか。そうした人の言葉を抑圧することにもつながったのである。

さらに、潜在的ではあるがまた別の大きな問題も残されている。それは、平和の追求には終わりがありえないことである。すでに述べたように、平和というシンボルは、客観的かつ具体的な事実や状態についてだけではなく、抽象的で幅広い価値意識を指し示すものであった。そうであるから、平和を追求するということは、他の場所の平和や、未来の平和を求める運動へと、時空間を超えるように自然に発展していくのである。平和都市法でも、「恒久の平和を誠実に実現しようとする理想」が目標として掲げられている。「恒久平和」は広島市の平和運動でキーワードとしてしばしば使われている。しかし、完全なる恒久平和が実現した状態は、世界が終わるその日まで、恐らくやってこないであろう。明日が平和であるかどうかは、誰にもわからないのであるから。

平和を求める運動が永続すること自体は、まったく悪いことではない。しかし、それが法律や行政の事業と関わってくるならば、話は別である。実は平和都市法は、今日でも効力を発している現行法なのである。⁽¹⁷⁾ 少なくとも都市基盤の整備の面では充分すぎるほど発展している現在の広島に、元来復興を目的とした法律の力が及んでいるのは、やはり違和感がないとは言えない。もちろん復興事業への特別の国庫補助は途絶えて久しいが、法定から半世紀以上が経過した二〇〇〇年には、この法律に基づいて国有不動産が広島市に無償貸与された例もある。⁽¹⁸⁾ 名目上はこの法律の目的は「恒久平和」であり、それはいまだ実現されたとは言いがたいから、廃止する契機がないのである。

平和都市法の第六条にはこう書かれている。「広島市の市長は、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、広島平和記念都市を完成することについて、不断の活動をしなければならぬ」。もともと平和というシンボルを動員したのは、復興事業を軌道に乗せることが主な目的であったのだが、その目的を一応達成した後も、平和

都市というアイデンティティと、平和の追求を義務付ける法律は、残り続けている。今日でも広島市の行政は、いわゆる「平和行政」と呼ばれるさまざまな施策に熱心に取り組んでいる。しかしそれは、この法がある限り、好むと好まざるとに関わらず広島市が取り組まなければならない義務であり続ける。平和は広島市の宿命となったのである。

平和というシンボル体系の力は広島復興になくてはならない役割を果たした。広島は固有の広島らしさを構築し、それを核にしてさまざまな資源を獲得することができた。シンボル体系の集約する力、表現する力は、復興という難しい課題に取り組むこと自体を、その都市の個性として意味付けることにつながった。それは復興を加速させる強力なエンジンとなった。しかし復興過程そのものが都市の個性となるならば、その都市は個性を維持し続ける苦しさも次第に味わうことにならざるを得ない。こうして平和都市広島は、個性的で居続けるといふ、ゴールのない、そして時間とともにエスカレートしかねない目標のために、多大な努力をいつまでも継続し続けることになったのである。

[追記]

本論文は Matsuo (2016) の議論を土台にして改めて日本語で論じたものである。また、JSPS 科研費 JP15K13074 および JP2520403 の助成を受けている。

- (1) 原爆による被害の程度については諸説ある。ここでは、広島市長崎市原爆災害誌編集委員会編（一九七九）の説に従った。本論文でのこれ以降の記述も、特記がない限り同様である。
- (2) 原爆の記憶は広島の人々を内面から長く支配した。本論文ではこのトピックは扱わないが、広島復興過程の通奏低音としてきわめて重要である。精神医学者の立場から見たその詳細は Litton (1967) を参照。被爆から半世紀後

の時点での「記憶のポリテイクス」は Yoneyama (1999) を参照。

(3) 一九四五年時点の人口を正確に知ることはできない。戦時下の混乱のため正確な人口統計がとられていないことや、疎開や出征などによる頻繁な人口移動があったこと、市内に多数存在する軍事施設にいた軍人・軍属の人口が不明であることなどが、その原因である。この推定値の出典は広島市長崎市原爆災害誌編集委員会編（一九七九）によるものである。

(4) この節における記述は、主として広島市（一九八三 a、一九八三 b）を参考にした。また、石丸（一九八八、一九九九、二〇一二、二〇一四）も適宜参考にした。

(5) 復興審議会は役割を終えて一九四八年三月に解散している。

(6) たとえば一九四六年にこの制度が定められたときに決められた補助率は、土地区画整理が 9/10、幹線道路が 3/4、補助道路が 1/2、上水道が 1/3、下水道が 2/3 となっている。ただし実際には、この補助率に満たない補助しかなされないことがほとんどであった。

(7) 永野は広島ローカルだけでなく、中央財界でも大きな影響力を持つ人物であった。一九四八年当時は日経連常務理事を務めていた。また、同年まで片山内閣の経済安定本部副長官を務めていた。

(8) 広島市はすでに一九四六年八月には GHQ に特別の復興援助を求めていた。しかしマッカーサー元帥は「とうてい聞き届けることのできない要請である」として直ちに拒否していた（広島市一九八二：二八七）。

(9) そもそも特別法という法のあり方そのものがアメリカから持ち込まれたものである（眞次二〇一五）。そのような意味でも、特別法制定のアイディアは GHQ に肯定的に受け止められる可能性は小さくなかったことであろう。

(10) 内閣総理大臣の吉田茂も「国が広島に対して、そのくらいのことをするのは当然だ」と浜井に述べたという（広島市一九八二：二八三）。

(11) 平和都市法の内容と考え方については寺光（一九四九）の解説も参照。

(12) 発言内容は「国会会議録検索システム」(<http://kokkai.ndl.go.jp>) より引用。以下同じ。

(13) 無償譲与された国有地の主な用途は、学校、水道施設、病院などであった。また、この法律に基づいて広島市に直接譲与されたもの以外にも、旧軍用地の多くは、公園緑地、住宅、公共施設などに転用されることとなった。

(14) たとえばよく知られる丹下健三の「広島平和公園計画」も、平和都市法による補助金の事情で、計画通りに実現できなかった部分も数多く含まれていた。大蔵省は計画の細部にわたって詳細に「平和記念施設」に相当するかどうかを査定し、公会堂や文化施設など数々のものを補助対象から除外している（千代二〇一三）。

(15) ウォーナーはシンボルによる社会統合において、儀礼が重要な役割を果たすことも明らかにしているが、それはまさに戦後広島復興過程においても見出せる。広島では平和にまつわる大小の儀礼が数多く行われ続けている。その最たるものは毎年八月六日に挙行される平和記念式典（現在の正式名称は広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式）である。平和記念式典については宇吹（一九九二）を参照。

(16) 被爆者援護の歴史的展開については直野（二〇一一）や、行政の視点からまとめられた広島市（一九九六）などに詳しい。

(17) 平和都市法は、広島市長に、内閣総理大臣を通じて国会に対して毎年一回、平和記念都市建設の進捗状況を報告する義務を課している。そしてそれは形骸化しながらも、実際に毎年行われている。「広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書」と題された、きわめて無味乾燥で形式的な報告書が、毎年、国会に提出され続けている。

(18) 広島市中心部に残存する数少ない被爆建物の一つである、旧日本銀行広島支店の土地建物がそれである。今日ではイベントスペースなどに利用されている。

文献

- Braw, M., 1986. *The Atomic Bomb Suppressed: American Censorship in Japan 1945-1949*. Liber International. (繁沢敦子訳、二〇一一『検閲—原爆報道はどう禁じられたのか』新版、時事通信出版局。)
- 広島市、一九八二『広島新史 資料編2』。
- 広島市、一九八三a『広島新史 都市文化編』。
- 広島市、一九八三b『広島新史 行政編』。
- 広島市、一九九五『戦災復興事業史』。
- 広島市、一九九六『広島市原爆被爆者援護行政史』。

- 広島市役所市長室、一九五〇『広島平和都市建設構想案』。
- 広島市議会、一九八七『広島市議会史 議事資料編』。
- 広島市公文書館、一九八七『広島平和記念都市建設法の制定の当時を振り返って—関係者による座談会』。
- 広島市長崎市原爆災害誌編集委員会編、一九七九『広島・長崎の原爆災害』岩波書店。
- 広島都市生活研究会、一九八五『都市の復興—広島被爆四〇年史』広島市。
- 今村洋一、二〇一五『旧軍用地に係る土地政策と転用実態—終戦直後から戦災復興期の都市部における旧軍用地転用』『土地総合研究』一三三(三)・一三七—五九、土地総合研究所。
- 石丸紀興、一九八八『広島平和記念都市建設法』の制定過程とその特質』『広島市公文書館紀要』一一一・一一五六。
- 石丸紀興、一九九九『広島平和記念都市建設法の成立過程とそれに関わる新聞報道内容についての考察』『広島市公文書館紀要』一三三・一一三九。
- 石丸紀興、二〇一二『広島戦後復興における計画思想としての平和記念都市の提案・形成・成立過程』『広島平和記念資料館資料調査研究会研究報告』八・一一四二。
- 石丸紀興、二〇一四『広島は平和都市・平和記念都市として復興・展開してきたか—広島都市思想と要請されている役割』『日本都市社会学会年報』三三二・二五—四四。
- 越澤明、二〇〇五『復興計画—幕末・明治の大火から阪神・淡路大震災まで』中公新書。
- Lifton, R. J. 1967. *Death in Life: Survivors of Hiroshima*. Random House. (梶井迪夫ほか訳、二〇〇九『ヒロシマを生きた—精神史的考察(上・下)』岩波現代文庫。)
- 眞次宏典、二〇一五『地方特別法の憲法論的問題』『地域総合研究』一六(一)・六七—七三、松本大学。
- Matsuo, K., 2016. "Urban Reconstruction and Symbol Systems: How Hiroshima Became a Peace Memorial City," *Teikyo University Economic Review*, 49(2), 123-37.
- 直野章子、二〇一一『被ばくと補償—広島・長崎、そして福島』平凡社新書。
- 千代章一郎、二〇二三『丹下健三による「広島平和公園計画」の構想過程』『日本建築学会計画系論文集』七八(六九三)・二四〇九—一六。

- 寺光忠、一九四九『ヒロシマ平和都市法―広島平和記念都市建設法註解』中国新聞社。
- 宇吹暁、一九九二『平和記念式典の歩み』広島平和文化センター。
- Warner, W. L., 1959, *The Living and the Dead: A Study of the Symbolic Life of Americans*, Yale University Press.
- Yoneyama, L., 1999, *Hiroshima Trares: Time, Space, and Dialectics of Memory*, University of California Press. (小沢弘明ほか訳、二〇〇五『広島―記憶のポリテクス』岩波書店。)